

平成29年度

越前市財政健全化
判断比率等審査意見書

越前市監査委員

越 監 第 174 号
平成 30 年 7 月 24 日

越前市長 奈 良 俊 幸 様

越前市監査委員 塚 崎 正 巳

同 田 中 希 世 子

同 佐 々 木 富 基

**平成 29 年度越前市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見の提出について**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度越前市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	2
1 審査意見	2
2 財政健全化判断比率等の分析	3
(1) 財政健全化判断比率	4
ア 実質赤字比率について	4
イ 連結実質赤字比率について	5
ウ 実質公債費比率について	6
エ 将来負担比率について	7
(2) 資金不足比率	8
(3) 参考資料	9

注 記

- 1 文中の金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。
- 2 各表中及び図中の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。
従って、比率の合計と内訳とが一致しない場合がある。
- 3 「△」は、負数を表し、増減を示す場合は、減を表す。
- 4 「-」は、該当数値のないものである。

第1 審査の対象

平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

なお、財政健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、下表のとおりである。

財政健全化判断比率等の対象会計

区分・会計名等			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
普通会計	一般会計		↑↓	↑	↑	↑		
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	介護保険特別会計		↑	↑	↑		
		後期高齢者医療特別会計		↑	↑	↑		
		国民健康保険特別会計		↑	↑	↑		
	公営企業会計	公営企業に係る会計（地方公営企業法を適用する事業又は地方	法適用	水道事業会計				↑↓
			法非適用	工業用水道事業会計				
	財政法施行令第37条の事業)	下水道特別会計		↓	↓	↓	↑↓	
一部事務組合					↓	↓		
第三セクター等						↓		

本年度の対象会計は、一般会計及び公営事業会計が6会計で、あわせて7会計である。

第2 審査の期間

平成30年7月19日から平成30年7月24日まで

第3 審査の方法

市長から提出された財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令の規定に沿って適正に作成されているかに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係諸帳簿と符合しており、関係法令の規定に沿って適正に作成されているものと認められた。

なお、審査意見及び財政健全化判断比率等の分析は、次のとおりである。

1 審査意見

平成29年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれの指標も健全化計画等の策定が義務づけられる早期健全化基準・経営健全化基準を下回っており、財政の健全性が保たれている。

まず、「実質公債費比率」は、10.8%となり、前年度比0.4ポイント増加した。なお、本年度単年度比率は11.3%で、その内訳は、地方債の元利償還金が3,887万9千円の減、都市計画税充当可能額等の特定財源が4,817万円、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が2,545万9千円、それぞれ増となっている。また、標準財政規模は、基準財政収入額の減等に伴う2億376万円の減、準元利償還金は1億9,653万3千円の増となっている。

市債については、引き続き新規発行を抑制し、合併特例債や臨時財政対策債等後年度交付税措置のある市債発行に努められたい。

次に、「将来負担比率」については、101.8となり11.1ポイント増加した。これは主に、市債の現在高が16億3,339万1千円増加する等により将来負担額の増となったが、また、今回から下水道事業における分流式下水道等に要する経費に係る繰出金の算定ルールの変更に伴い、数値を2.5ポイント押し上げた。

今回求められた比率から国の早期健全化基準値以下であると楽観視せず、今後とも中長期的視点に立ち、さらなる健全財政に努められたい。

2 財政健全化判断比率等の分析

財政健全化判断比率等の推移

(単位:%)

健全化判断比率	H27 年度	H28 年度	H29 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	12.5	20.0
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	17.5	30.0
実 質 公 債 費 比 率	10.4	10.4	10.8	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	87.9	90.7	101.8	350.0	—
資金不足比率	H27 年度	H28 年度	H29 年度	経営健全化基準	
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0	
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	—		
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	—	—	—		
下 水 道 特 別 会 計	—	—	—		
計	—	—	—		

- ※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、各会計の資金不足比率は、ともに赤字又は資金不足が生じていないため「—」で表示
- ※ 早期健全化基準及び経営健全化基準以上となった場合、財政（経営）健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。
- ※ 財政再生基準以上となった場合、財政再生計画の策定と外部監査の要求の義務付けのほか、起債が許可制となる。
- ※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率における早期健全化基準の数値は、本市の標準財政規模に応じて政令で規定された方法により算定したものである。

(1) 財政健全化判断比率

ア 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等の赤字の深刻度を表す指標で、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率（-％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額（0）}}{\text{標準財政規模（19,710,626千円）}}$$

審査にあたっては、実質収支額が正確に計上されているか。また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

この比率が対象となる会計は、一般会計である。

本年度一般会計実質収支額の算出は、歳入総額 392 億 5,505 万円から歳出総額 378 億 5,469 万 4 千円を差し引いた歳入歳出差引額 14 億 35 万 6 千円に対して、翌年度に繰り越すべき財源 2 億 4,586 万 1 千円をさらに差し引いたもので、11 億 5,449 万 5 千円の黒字となり、実質赤字額は発生していない。そのため、実質赤字比率は「該当なし」となる。なお、財政健全化計画を作成しなければならないとする実質赤字比率の早期健全化基準は、12.5%である。

標準財政規模の額は、標準税収入額など 143 億 1,524 万 6 千円（対前年度比 2.2%減）、普通交付税額 41 億 6,584 万円（対前年度比 0.3%増）、臨時財政対策債発行可能額 12 億 2,954 万円（対前年度比 9.6%増）の合計 197 億 1,062 万 6 千円（対前年度比 1.0%減）である。

一般会計等の実質収支額の状況は、第 1 表のとおりである。また、標準財政規模の額は、第 2 表のとおりである。

第 1 表 一般会計等における実質収支額 (単位:千円)

区分	年度	H29 年度	H28 年度	増減額
一 般 会 計		1,154,495	1,367,428	△212,933

第 2 表 標準財政規模の額 (単位:千円)

区分	年度	H29 年度	H28 年度	増減額
標 準 税 収 入 額 等		14,315,246	14,637,881	△322,635
普 通 交 付 税 額		4,165,840	4,154,733	11,107
臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額		1,229,540	1,121,772	107,768
合 計 (標 準 財 政 規 模 の 額)		19,710,626	19,914,386	△203,760

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、地方公共団体全体としての赤字の深刻度を表す指標で、一般会計、特別会計、公営企業会計の全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率(％)} = \frac{\text{連結実質赤字額(0)}}{\text{標準財政規模(19,710,626千円)}}$$

審査にあたっては、一般会計等の実質収支額及び公営事業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の連結実質収支額は、44億4,856万6千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。そのため、連結実質赤字比率は、「該当なし」となる。なお、財政健全化計画を作成しなければならないとする連結実質赤字比率の早期健全化基準は、17.5%である。全会計の連結実質収支額及び資金不足・剰余額は、第3表のとおりである。

連結実質収支額の算出は、一般会計等の実質収支額 11 億 5,449 万 5 千円に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の実質収支額 3 億 1,202 万 9 千円、公営企業会計の法適用会計の剰余額 29 億 7,966 万 8 千円及び同法非適用会計の剰余額 237 万 4 千円を加えたものである。

第3表 全会計における連結実質収支額及び資金不足・剰余額 (単位:千円)

区分		年度	H29年度	H28年度	増減額	
一般会計		(A)	1,154,495	1,367,428	△212,933	
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計		150,270	3,349	146,921	
	介護保険特別会計		121,214	194,776	△73,562	
	後期高齢者医療特別会計		40,545	3,359	37,186	
	小計	(B)	312,029	201,484	110,545	
	公 営 企 業 会 計	水道事業会計		2,775,835	2,226,592	549,243
		工業用水道事業会計		203,833	181,781	22,052
		小計(法適用)	(C)	2,979,668	2,408,373	571,295
		下水道特別会計		2,374	1,997	377
	小計(法非適用)	(D)	2,374	1,997	377	
合計(A+B+C+D)			4,448,566	3,979,282	469,284	

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率であり、前3か年の平均値で示される。この指標が、高くなるほど公債費のウエイトが大きくなることで財政の弾力性が低下することになる。

	(4,046,081 千円)	(1,801,529 千円)	(663,937 千円)	(3,338,732 千円)
実質公債費比率	(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金			
(単年度)	=	に係る基準財政需要額算入額		
(11.3%)	標準財政規模	-	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	
	(19,710,626 千円)		(3,338,732 千円)	

審査にあたっては、準元利償還金、地方債償還額に充当した都市計画税充当可能額等の特定財源、基準財政需要額に算入された公債費等が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の実質公債費比率（3か年平均）は10.8%であり、前年度比0.4ポイント増加した。

本指標の早期健全化基準 25.0%を下回っており、公債費の財政負担が標準財政規模などに比して著しく過大な状況にはないことが認められる。なお、本市の不行財政構造改革プログラムの目標値（平成29年度末）は15.0%以内である。

実質公債費比率の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 実質公債費比率の内訳

(単位:千円)

区分		年度	H29年度	H28年度	増減額
地方債の 元利償還金	公債費 (A)		4,046,081	4,084,960	△38,879
準元利 償還金	① 特別会計への繰出金		1,079,903	909,756	170,147
	② 一部事務組合負担金		380,706	348,519	32,187
	③ 公債費に準ずる債務負担行為		340,920	346,721	△5,801
	小計 (B)		1,801,529	1,604,996	196,533
特定財源	① 貸付金償還金		0	0	0
	② 市営住宅使用料		71,059	47,013	24,046
	③ 都市計画税充当可能額		592,878	568,754	24,124
	小計 (C)		663,937	615,767	48,170
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 (D)			3,338,732	3,313,273	25,459
標準財政規模 (E)			19,710,626	19,914,386	△203,760
実質公債費比率(単年度) [{(A+B)-(C+D)} / (E-D)] × 100 (%)			11.3	10.6	0.7
実質公債費比率(3か年平均) (%)			10.8	10.4	0.4

エ 将来負担比率について

将来負担比率とは、将来負担する可能性のある負債などの残高の程度を表す指標で、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担比率 (101.8)	=	将来負担額 (72,760,880 千円)	－	充当可能財源等 (56,084,630 千円)
		標準財政規模 (19,710,626 千円)	－	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (3,338,732 千円)

審査にあたっては、債務負担行為に基づく支出予定額が算定されているか、公営企業債等に対する繰入見込額が正確に計上されているか、退職手当負担見込額が勤続年数別職員数・支給月額・支給率などにより算定され正確に計上されているか、都市計画税等充当可能特定財源、基準財政需要額算入見込額が関係資料に基づき正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の将来負担比率は、101.8%で前年度比11.1ポイント増加している。本指標の早期健全化基準は350.0%とされており、将来の市債償還等の負担額が標準財政規模等に比して著しく過大な状況にはないことが認められた。なお、本市の新年財政構造改革プログラムの目標値は100.0%以内である。

将来負担比率の内訳は、第5表のとおりである。

第5表 将来負担比率の内訳

(単位:千円)

区分	年度	H29年度	H28年度	増減額
将来負担額	① 一般会計等地方債現在高	44,528,303	42,894,912	1,633,391
	② 債務負担行為に基づく支出予定額	3,531,526	3,537,018	△5,492
	③ 公営企業債等繰入見込額	18,141,379	17,883,752	257,627
	④ 一部事務組合等負担見込額	2,159,978	2,453,830	△293,852
	⑤ 退職手当負担見込額	4,399,694	4,766,058	△366,364
	小計 (A)	72,760,880	71,535,570	1,225,310
充当可能財源など	① 充当可能基金(財政調整基金等)	5,548,762	6,264,129	△715,367
	② 充当可能特定収入(都市計画税等)	8,467,000	8,194,130	272,870
	③ 基準財政需要額算入見込額	42,068,868	42,010,051	58,817
	小計 (B)	56,084,630	56,468,310	△383,680
標準財政規模 (C)		19,710,626	19,914,386	△203,760
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)		3,338,732	3,313,273	25,459
将来負担比率 { (A - B) / (C - D) } × 100 (%)		101.8	90.7	11.1

※ 将来負担額の③公営企業債繰入見込額の内訳は、水道事業10億6,181万円、工業用水道事業9億7,658万円、下水道事業153億1,761万円、農林業集落排水事業7億8,536万円である。

(2) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額を、料金収入等の規模で示される事業規模と比較して指標化したもので、それぞれの企業会計における経営状況の深刻度を示すものである。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが困難になり、公営企業として経営に課題があることになる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(資金の不足額)}}{\text{(事業の規模)}}$$

- (注) 1 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額とし、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額としている。
- 2 事業の規模について、法適用企業は「営業収益の額－受託工事収益の額」、法非適用企業は「営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額」により算出する。

審査にあたっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。本年度の公営企業会計に係る資金不足比率については、法適用企業に係る水道事業、工業用水道事業の2会計及び法非適用企業に係る下水道事業会計が資金剰余の状態、資金不足額は生じていないことから「該当なし」となる。なお、経営健全化計画を作成しなければならないとする資金不足比率の経営健全化基準は、20.0%である。

各公営企業の内容を見てみると、水道事業が27億7,583万5千円、工業用水道事業が2億383万3千円、下水道事業が237万4千円の資金剰余となっている。今後とも、計画的・効率的な財政運営に努められたい。

資金不足比率の内訳は、第6表のとおりである。

第6表 資金不足比率の内訳

(単位:千円・%)

区 分		資金剰余額	事業規模	資金不足比率	
公 営 企 業 会 計	法 適 用	水道事業会計	2,775,835	1,879,076	—
		工業用水道事業会計	203,833	41,920	—
	法 非 適 用	下水道特別会計	2,374	909,274	—

(参考資料)

H28 年度決算に基づく福井県内市町などの健全化判断比率・資金不足比率の状況

(単位:%)

区分	市町名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	公営企業 資金不足比率
福井県内	福井市	—	—	11.4	111.8	—
	敦賀市	—	—	7.3	9.8	—
	小浜市	—	—	10.5	118.7	—
	大野市	—	—	7.0	43.7	—
	勝山市	—	—	8.7	80.4	—
	鯖江市	—	—	10.1	—	—
	あわら市	—	—	7.2	30.5	—
	越前市	—	—	10.4	90.7	—
	坂井市	—	—	7.1	85.0	—
	9市平均	—	—	8.9	63.4	—
	永平寺町	—	—	9.8	20.4	—
	池田町	—	—	4.8	—	—
	南越前町	—	—	12.0	—	—
	越前町	—	—	9.1	1.9	—
	美浜町	—	—	9.8	117.4	—
	高浜町	—	—	8.4	1.2	—
	おおい町	—	—	1.1	—	—
	若狭町	—	—	15.1	140.2	—
	8町平均	—	—	8.8	35.1	—
市・町平均	—	—	8.8	50.1	—	
全国市区町村平均		—	—	6.9	34.5	—
福井県		—	—	13.8	164.9	—
(基準値)	①財政再生基準	20%以上	30%以上	35%以上	—	20%以上: 経営健全化団体
	②早期健全化 基準	11.25~15.00% 以上	16.25~20.00% 以上	25%以上	350%以上	
	③起債許可基準	2.50~10.00% 以上	—	18%以上	—	10%以上: 起債許可事業

- (注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「—」と表記している。
 2. 実質公債費比率は、平成26年度から平成28年度までの3か年平均
 3. 福井県内の平均値は単純平均値で、全国の平均値は加重平均である。